

同居・移住支援給付金の交付を開始します

子育て支援、介護支援の向上を図るため、武雄市に転入することにより三世代同居・近居となる方に対し同居・移住支援給付金を交付します。

○交付対象者

令和3年4月1日以降、家族が武雄市に転入したことにより、三世代同居・近居（同居ではなくとも、三世代が武雄市内に居住していること）が成立した場合に給付金を交付します。

○支給額

武雄市への転入により三世代同居・近居が成立した場合 10万円
（長崎県からの転入の場合はさらに5万円を加算）

○支給対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- ①令和3年4月1日以降、家族が武雄市に転入したことにより、三世代同居・近居が成立している方。
- ②給付金支給の申請時点において、三世代同居等を6ヶ月以上継続している方。
- ③生活保護を受けていない方。
- ④市税の滞納がない方。
- ⑤すでに給付金の支給を受けていないこと。

以下の方も対象になります。

- ・親、孫、ひ孫の三世代同居・近居
- ・転入者が武雄市内の賃貸を目的とした物件（アパート等）へ入居した場合

○申請について

申請受付は令和3年10月1日以降からとなります。

（令和3年4月1日以降に三世代同居等が成立し、かつ、6か月以上継続している方が対象であるため。）

※別紙チラシ参照

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市 ハブ都市・新幹線課 移住定住係 TEL 0954-23-9160

武雄に**三世代**が集う 幸せ。

同居・近居移住支援給付金の交付を開始します。



武雄でのくらしを
ちよっとだけお手伝い



武雄市への転入で、三世代同居・近居が成立した場合 10万円 (長崎県からの転入の場合は、5万円を加算)

同居・近居移住支援給付金とは？

令和3年4月1日以降、ご家族が武雄市に転入したことで三世代同居・近居が成立し、かつ、6か月経過した以降に補助金を支給する制度です。

三世代近居とは？

同居でなくても、三世代が武雄市内に居住している状態を指します。

このようなケースも該当します。

例えば・・・

親、子、孫だけでなく、親、孫、ひ孫も該当します。
(一番下の世代に中学生以下の方がいることが必須です。また、一番下の世代が胎児でも該当します。)

転入の方が、アパート等の武雄市内の賃貸を目的とした物件へ入居された場合も該当します。

▶▶▶ ご不明な点等はお問合せください。

申請は誰がするの？

三世代のうち、代表者の方が申請してください。
(もともと武雄にお住まいの方でも、転入されてきた方でも申請者になることができます)

必要書類 (以下をご準備ください。)

- 三世代同居等をする世帯全員分の住民票の写し (続柄の記載があり、かつ、申請日時点において世帯の状況が6か月以上継続していると確認できるもの)
- 転入者が転入前の3年以上、武雄市民ではなかったことを証明するもの (転入者の世帯全員の戸籍の附票)
- 親、子、孫及びひ孫の続柄が確認できる書類 (三世代の続柄が分かる戸籍全部事項証明書等)
- 母子健康手帳の写し (当該胎児が出生の後、三世代同居等が成立する場合)
- 三世代同居等をする世帯全員分の市税等の滞納がない証明



佐賀県 武雄市 ハブ都市・新幹線課
〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町昭和12-10
TEL : 0954-23-9160 FAX : 0954-23-3816
E-mail : hub@city.takeo.lg.jp

佐賀県武雄市移住支援サイト
たけおグッドライフ



で検索。